

8. 能力重視の人事政策の断行

(到達目標)

- 能力本位で広域的な人事を行い、ガバナンスの利いた組織を実現する。



(これまでの取組)

- ブロック単位の広域的な人事異動や、本庁と地方との間の人事異動の拡大(平成17年4月～)
- 地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大(平成17年10月～)



(今後の取組)

- 社会保険庁の人事政策について、以下の基本方針に基づき、抜本的な改革を行う。<平成18年度から順次>
 - ・事務局・事務所の幹部人事について、事務局推薦による方式を改め、本庁主導に移行する。
 - ・年功序列や地域の事情にとらわれず、能力本位で、広域的な人事を行う。
 - ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用する。また、幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等を行う。
 - ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視して行う。
 - ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を検討する。
 - ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇格と合わせた研修制度を実施する。
 - ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて試験を行い、その成績を任用に活用する。

「業務改革プログラム」に基づく取組のスケジュール

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
法令に関する業務執行の徹底					
<p>法令遵守意識の徹底</p> <p>事務処理のチェックシステムの整備</p> <p>監査部門の機能強化</p> <p>ガバナンス強化に向けた体制整備及び業務執行ルールの確立</p>		18.6～ 外部からの法令違反通報窓口の設置及び内部通報制度の活用徹底			
			18.7～ 法令遵守委員会の調査範囲の拡大		
			18.7～ 各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置		
			18.7～ 法令遵守研修の充実		
			18.9～ 法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯する「見える化」の実施		
			18.9～ 職員からの業務遂行上の疑問等に係る相談等について、迅速かつ機動的に対応ができる仕組みの整備		
			18年度中～ 異常数値を監視するシステムの開発		
			18.9～ 国年免除申請書等の入力等の共同事務センターへの集約化		
			刷新システムにおけるチェック機能の整備 ※23年度～		
			18.10～ 地方社会保険監察官について、本庁併任とした上でブロック単位に集約化		
			18.9～ 監査実施方式の転換		
			18年度中～ 「特別監査官」及び「特別監査官補佐」の先行実施		
			18年度～ 全国統一的な業務企画・管理を行えるよう、本庁の体制強化		
		18.8～ 組織内の日常的な業務執行ルールの明確化			
		18.10～ 内部改善提案制度、苦情、事件事故等について集約し、地方への改善方策の徹底			
国民サービスの向上					
<p>お客様の目にしたサービスの改善</p> <p>年金相談体制及び年金個人情報提供等の充実</p>	17. 3～ 定期的な「お客様満足度調査」の実施				
		18年度～ 民間の調査機関による窓口サービス実態調査の実施			
		17. 10～ 中央年金相談室の体制の拡充及び年金電話相談センターのネットワーク化	19年度～	総合コールセンターの整備	
	各種通知書類等の見直し(随時)	18年度～	モニター調査		
	地域によって様式が異なっている届書の統一化(～18年度)				
			19. 3～	中間点通知の導入	20. 4～
				ポイント制の導入	
17.1～ インターネットによる年金個人情報提供	18.3～	インターネットによる被保険者記録の即時提供			

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談窓口の向上		17年度中～ 社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーに対する年金相談研修の実施 17年度～ 年金相談員のスキルに応じた研修等の実施		
被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底		18.3～ 年金個人情報の提供による加入記録整備の促進		18年度～ 住民基本台帳ネットワークを活用した被保険者等の記録管理を推進
事務処理の迅速化	17年度～ 「サービススタンダード」の設定・達成状況の公表等	17年度中～ 障害年金の事務処理方法の見直しの検討		
事務処理の標準化			18.10～ 全国的に統一された「業務マニュアル」の運用 18年度中～ オンラインシステムの入力について、全国統一的な処理マニュアルの作成 18.7～ 各種広報について、本庁協議の徹底 18.8～ 全国統一的な事務処理規程の策定 18年度中～ インターネットや電話など新しい事務処理方式による申請について検討	
事務処理の効率化	17年度～ 入力業務の外部委託の推進	18年度～ 健康保険給付関係、年金給付関係の届書の入力業務についても外部委託化を推進		
		17年度～ 市町村経由の国年関係届書の磁気媒体化についての実態調査及び費用対効果の検証 17年度～ 電子申請・磁気媒体届の推進		
社会保険事務所等の配置等の見直し		18年度～ 首都圏における社会保険事務所等の拠点の見直し		20年度 全国的見直しの検討・実施
		17.10～ 首都圏における国民年金電話照会の集約化		

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
政省健保公法人の設立を契機とした保険者機能の強化	17年度～ 健診受診者の拡大等、保健事業の充実			
	17.10～ 毎年、被保険者に対して、各種保健事業の内容についての情報提供を実施			
	17年度～ 地域の実情に応じた効果的な保健事業の取組			
	17年度～ 健保システムの強化充実の検討			
企業にむける社会保険事務の支援	18年度～ 社会保険委員への電子メールによるリアルタイムな情報提供			
	17年度～ 本社における社会保険の適用手続の周知			
年金制度の周知徹底				
創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施	職員に対する年金教育の徹底(随時)			
	17.11～ 国民年金のメリット等について分かりやすく解説した「総合カタログ」や「目的別パンフレット」の作成			
	17年度～ 地方社会保険事務局主催の公開講座(年金セミナー等)の開催			
	17年度～ 大学における「年金セミナー」の開催			
	18年度～ 文科省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底			
	18年度～ 社保庁ホームページにおける「ネット番組」、「キッズページ」の作成			
年金受給標準の確保のための取組の推進	19年度～ 「年金被保険者のしおり」の配布			
	17年度～ 年金満額受給の要件を満たしていない方を対象とする任意加入の勧奨の検討			
	19.4～ 任意加入被保険者について口座振替による保険料納付の原則化			
17.8～ 追納勧奨対象者の拡大及び勧奨時期の見直し				
保険料徴収率の向上				
「新たな保険料徴収モデル」の展開	17.8～ 所得情報の電子媒体による取得・「新たな保険料徴収モデル」の全国展開			
強制徴収の拡大及び徴収体制の強化	17年度 強制徴収を17万件に拡大	18年度 強制徴収を35万件に拡大。(将来的には、要員の増強を図った上で、60万件に拡大)		
	17.10～ 国民年金推進員について成果主義的な給与体系を導入			
保険料を納めやすい環境整備の推進	18年度～ 国民年金推進員スーパーバイザーの費用			
	18年度中～ クレジットカードによる国民年金保険料納付			
	20年度～ 口座振替制度の利便性の向上			
18.2～ 口座振替の利用勧奨の徹底				